

2021 DISCLOSURE

ディスクロージャー



オアシス21



テレビ塔



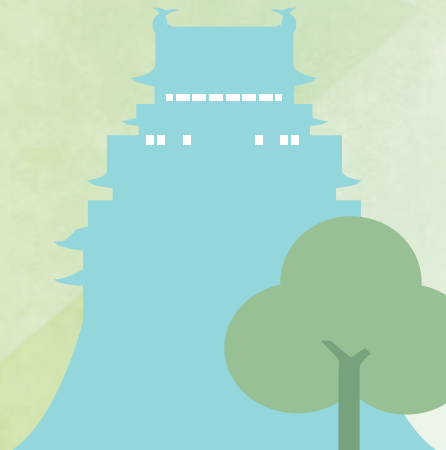
スパイラルタワー



ツインタワー



市役所



名古屋城

丸八信用組合

名古屋市及び関係団体の職員のための職域金融機関

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 総務課 (052) 951-0191 預金課 (052) 951-1248

TEL 融資課 (052) 951-1249

FAX (052) 961-7537

ホームページ <https://www.maruhachi-shinkumi.jp/>



ごあいさつ

丸八信用組合の組合員並びに関係団体の皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の業績と現況（令和2年度第95期）について、ご理解を深めていただくためこの資料をとりまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

丸八信用組合は、名古屋市及び関係団体の職員のための職域金融機関として、さらに組合員の皆様のお役に立てるよう経営の健全性と基盤強化とともに、皆様のニーズにあったサービスの提供に努めてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 古田 榮

事業方針

●経営理念

名古屋市及び関係団体の職員による協同組織の職域金融機関として組合員の皆様の相互扶助による福利厚生、経済生活の向上に役立ち、安心してご利用いただける金融機関を目指します。

●経営方針

丸八信用組合を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、法令遵守とリスク管理の徹底を期し、健全な経営、信用信頼を第一にする精神で、経営基盤の強化に努めます。

また、組合員の皆様のニーズにあったサービスの提供に心掛け、利用拡大に努めます。

当組合の概要（沿革）

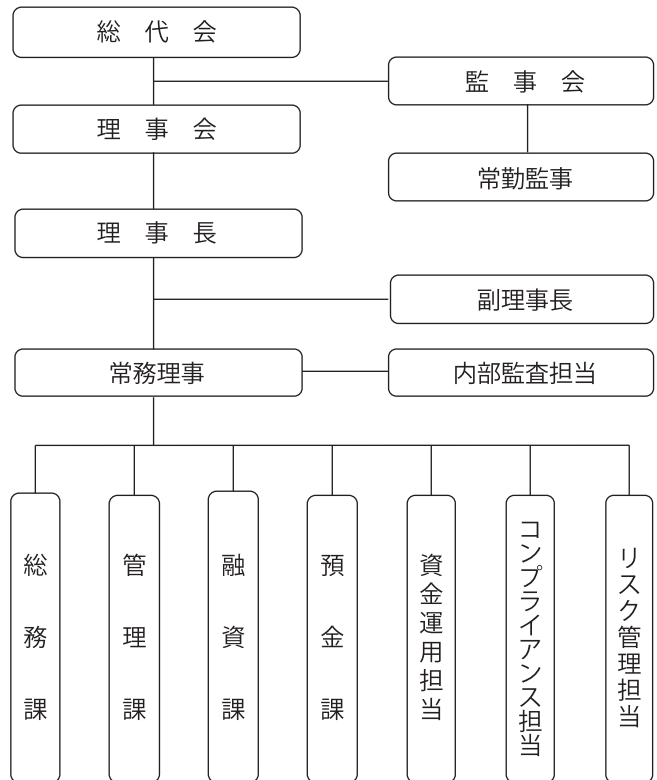
名称 丸八信用組合
創立 大正15年「有限責任丸八信用組合」発足
昭和6年「有限責任丸八信用購買組合」に改組
昭和12年「保証責任丸八信用購買組合」に改称
昭和24年「丸八信用組合」に改組・改称
出資金 29百万円
組合員数 14,610人 総代 110人
役職員数 23人
本店 〒460-8508
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ATM 2台
地域 名古屋市

—令和3年3月31日現在—

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ) 預金・積金	普通預金（無利息型を含む）、定期預金、定期積金等を取扱っております。
	(ロ) 譲渡性預金	取り扱っておりません。
B. 貸出業務	(イ) 貸付	証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
C. 有価証券投資業務		預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
D. 内国為替業務		送金為替を取扱っております。

事業の組織（令和3年7月1日現在）



役職員の一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和3年7月1日現在）

理事長（代表理事）	古田 榮	常勤
副理事長	杉野 みどり	非常勤
常務理事（代表理事）	田中 明彦	常勤
理事	千田 博之	非常勤
理事	難波 伸治	非常勤
理事	勝間 実	非常勤
理事	山田 俊彦	非常勤
理事	鈴木 誠二	非常勤
理事	小出 豊明	非常勤
理事	飯田 貢	非常勤
理事	小林 史郎	非常勤
理事	佐藤 慎一	非常勤
理事	津田 康裕	非常勤
理事	松岡 真二	非常勤
理事	近藤 夏樹	非常勤
理事	三住 正明	非常勤

以上16名

常勤監事	小林 毅司	常勤
監事	土本 仁美	非常勤
監事	柵木 由美	非常勤
監事	齋藤 大地	非常勤

以上4名

注）当組合は、職員出身者以外の非常勤理事14名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

（単位：人）

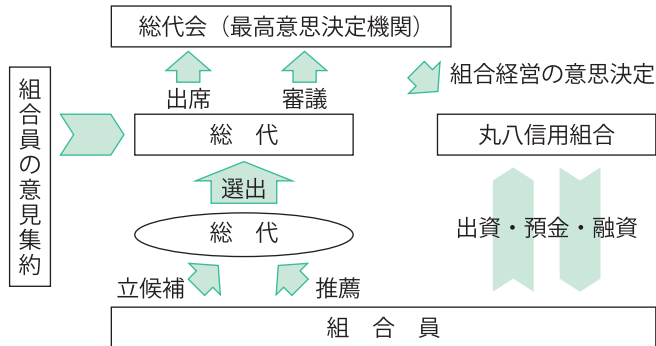
区分	令和元年度末	令和2年度末
個人	14,864	14,608
法人	2	2
合計	14,866	14,610

総代会について

●総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 14,610 名（令和 3 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。



総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

●総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内組合員から推薦された方の中からその選挙区に属する組合員より、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を 34 区に分け、総代の選出を行っています。

(2) 任期

総代の任期は 3 年となっています。

(3) 定数

総代の定数は 100 人以上 110 人以内です。選挙区別の定数は、地区の在職組合員数と総組合員数の按分比により算出しています。

●第 95 期定時総代会の報告

令和 3 年 6 月 15 日開催の第 95 期通常総代会において、次の決議事項が付議されそれぞれ原案のとおり承認可決されました。

●決議事項

第 1 号議案 第 95 期（令和 3 年 3 月期）計算書類等（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について

第 2 号議案 第 96 期（令和 3 年度）事業計画（案）及び予算（案）の承認について

第 3 号議案 理事の補欠選挙について

第 4 号議案 監事の任期満了に伴う選挙について

（令和 3 年 3 月末現在）（単位：人）

選挙区	所 属	総代定数	総代数
1	会計室	1	1
2	市長室	1	1
3	総務局	2	2
4	財政局	4	4
5	市民経済局、観光文化交流局	3	3
6	環境局	7	7
7	健康福祉局	4	4
8	子ども青少年局	7	7
9	住宅都市局	3	3
10	緑政土木局	5	5
11	千種区役所	2	2
12	東区役所	2	2
13	北区役所	2	2
14	西区役所	2	2
15	中村区役所	2	2
16	中区役所	2	2
17	昭和区役所	2	2

選挙区	所 属	総代定数	総代数
18	瑞穂区役所	2	2
19	熱田区役所	2	2
20	中川区役所	2	2
21	港区役所	2	2
22	南区役所	2	2
23	守山区役所	2	2
24	緑区役所	2	2
25	名東区役所	2	2
26	天白区役所	2	2
27	教育委員会	8	8
28	消防局、防災危機管理局	9	9
29	上下水道局	7	7
30	交通局	9	9
31	病院局	4	4
32	市会、監査、人事委員会、選挙管理委員会	1	1
33	市立大学	2	2
34	労働組合 等	1	1
合 計		110	110

（注）1. 名古屋市関係団体（公立大学法人名古屋市立大学を除く。）に勤務する組合員の選挙区は、当該団体を所管する名古屋市の局・室の組合員が属する選挙区とする。

2. 選挙区、所属は、平成 31 年 5 月総代選挙時に定めたものです。

総代名簿は事務所に備え付け、開示できるようにしています。

はじめに

令和2年度の国内景気は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続き、緊急事態宣言等の発令が度々行われたことから、外食産業や旅行関連業界が深刻な影響を受けたほか、個人の行動自粛・制約により個人消費が大幅に減少した状況でございます。また、一部輸出産業の堅調さによる景気持ち直しの動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による経済への影響が懸念される状況は変わっておりません。

このような状況の中、当組合の令和2年度収益状況を見渡しますと、融資については「フリーローン・マイカーローン・学資金ローン」の金利優遇キャンペーンや「学資金ローン」の限度額拡大、「リフォームローン」の新設などを行うも、貸出収益は事業計画比未達となりました。一方、有価証券運用収益が事業計画比大幅に増加したこと及び経費の節減により、経常利益は事業計画比25百万円増の38百万円余を確保することが出来ました。

事業概況

第95期(令和3年3月期)におきましては、組合員の皆様からお預かりした預金積金は、29,793百万円余で前年度比4.31%、1,233百万円余増加しました。また、貸出金は、3,691百万円余で前年度比6.15%、242百万円余の減少となりました。貸出金残高のうち「マイカーローン」が145百万円余、「学資金ローン」が27百万円余、「リフォームローン」が22百万円余増加したものの、「住宅ローン」が111百万円余、「フリーローン(αを含む)」が247百万円余、「互助会提携貸付」が79百万円余、それぞれ減少しました。その他の資金の運用につきましては、預け金が10,816百万円余で前年度比6.88%、696百万円余の増加となり、有価証券での運用が19,798百万円余で前年度比6.50%、1,209百万円余の増加となりました。

損益状況につきましては、経常収益は432百万円余で、前年度比65百万円余の増加となりました。これは、前年度に比べ、貸出金利息が9百万円余、国債等債券売却益が15百万円余減少したものの、株式等売却益が72百万円余、有価証券利息配当金が19百万円余増加したことなどによるものです。経常費用は394百万円余で、前年度比51百万円余の増加となりました。これは、20%以上時価下落した事業債(ユニゾホールディングス社債)をロスカットと決定し売却したことにより、国債等債券売却損が68百万円余発生したことなどによるものです。

この結果、今期の経常利益は38百万円余となり、これに法人税等を控除した当期純利益は27百万円余となりました。

なお、組合員数の推移につきましては、前期(令和2年3月期)の組合員数は14,866人、今期14,610人で前年度比256人減となりました。また、自己資本比率は21.55%と前年度の23.32%から1.77ポイント減少いたしました。これは、有価証券運用益を確保するため、収益性の高い商品の購入に努めた結果、リスク・ウェイトの高い債券(事業債)の保有残高が増加したことなどによるものです。これからもリスク管理を徹底した上でさらに効率的な運用に努め、収益の確保を図ってまいります。

引き続き、組合員の皆様のニーズを踏まえた商品の提供やサービスの向上に努め、名古屋市及び関係団体職員のための職域信用組合として、組合員の皆様のお役に立つ金融機関をめざして努力して参る所存でございますので、変わらぬご愛顧、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

法令等遵守の体制

法令遵守(コンプライアンス)とは、金融機関が事故や事件、トラブル等の未然防止を図り、お客様からの信頼、信用を確固たるものとするため、法令をはじめ組合内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまであらゆるルールを守ることを言います。

当組合では、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、これを実現するための具体的な実施計画「コンプライアンスプログラム」を作成し、態勢の整備、役職員のコンプライアンス意識向上に取り組んでおり、適正な業務運営と健全な組合経営の確保に全力を尽しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は名古屋市及び関係団体の職員のための職域信用組合のため該当ありません。

経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

当組合は名古屋市及び関係団体の職員のための職域信用組合のため該当ありません。

コンプライアンスへの取組みの基本方針

1. 社会的使命・公共性の自覚と責任
 - (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、組合員の経済生活の向上に努めます。
 - (2) 当組合は、常に組合員の皆様へのサービス向上に努めることにより、職域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。
2. 信用・信頼の確保
 - (1) 当組合は、常に各種法令等・規程・要領等のルールを遵守し、その精神を尊重します。
 - (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会や顧客からの信用・信頼の確保に努めます。
3. 経営の透明性の確保
当組合は、常に組合員の皆様、職域、ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
4. 反社会的勢力の排除
当組合は、反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かいこれを排除していきます。

苦情処理・紛争解決措置の内容

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせの相談窓口

(1) 預金関係	当組合 預金課	名古屋市役所西庁舎 1 階	☎ 052-951-1248
(2) 融資関係	当組合 融資課	名古屋市役所西庁舎 5 階	☎ 052-951-1249
(3) その他	当組合 総務課	名古屋市中区丸の内三丁目 10-4 丸の内会館 8 階	☎ 052-951-0191
(4) 受付時間	9:00~17:00		
(5) 受付日	月~金曜日（祝日及び年末年始は除きます。）		

なお、苦情対応の手続きにつきましては、当組合ホームページにも掲載しております。☞ <https://www.maruhachi-shinkumi.jp/>

○当組合以外の受付

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日・時間	月~金（祝日及び年末年始は除きます。） 9:00~12:00 13:00~16:30	月~金（祝日及び金融機関休業日は除きます。） 9:00~17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

○紛争解決措置

弁護士会が設置運営する「紛争解決センター」等で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客様は、当組合の「相談窓口」または「しんくみ苦情等相談所」へお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会へ直接お申し出いただくことも可能です。

愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）

愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

なお、東京の紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める移管調停等の方法があります。具体的な内容については各紛争解決センター等へお尋ねください。

手数料のご案内（令和3年6月30日現在）

■当組合での窓口での為替振込

取引内容	取扱金額等	手数料の額
他金融機関への振込	5万円未満	300円
	5万円以上	300円
当組合内の振込	5万円未満	100円
	5万円以上	100円
他金融機関への振込の組戻		800円

■ATMによる取引

(1) 当組合のATMによる取引

取引内容	取扱金額等	手数料の額
カード組合利用	入・出金	無 料
	当組合内の振込	無 料
	他金融機関への振込	5万円未満 100円
		5万円以上 100円
他金融機関利用	入 金	110円
	出 金	110円
	振 込	5万円未満 300円
		5万円以上 400円

※現金でのお振込みは、名古屋市役所西庁舎1階のみご利用いただけます。
手数料は、他金融機関カード利用の振込の場合と同額です。

(2) 当組合のカードで、提携金融機関のATMご利用の場合

取引内容	取扱内容	組 合 員	組 合 員 以 外
入金／出金	入金／出金 1件につき	有料 (ただし、翌営業日に普通預金口座へ入金します。)	

■各種証明書の発行

対 象	手数料の額
残高証明書（1通につき）	100円
上記以外の証明書（1通につき）	300円

■円貨の両替

取扱枚数	手数料の額
1枚から50枚	無 料
51枚以上	200円

(注) 1 取扱枚数の算定基準は、持参（両替前）の枚数と持ち帰り（両替後）の枚数とのいずれが多い方の枚数とします。

2 現金による払い戻しにおける金種指定の場合を除きます。

■再発行

対 象	手数料の額
総合口座通帳、普通預金通帳、 定期預金通帳、定期積金証書、 キャッシュカード、カードローンカード	800円

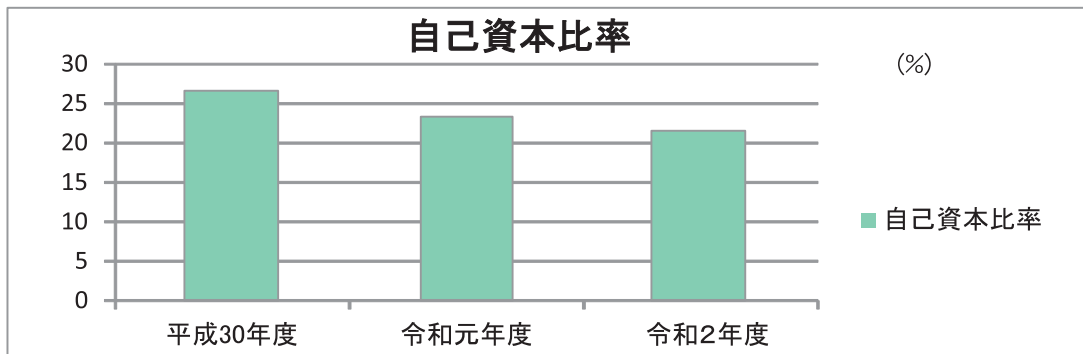
(注) 破損、汚損及び磁気不良による再発行の場合を除きます。

令和2年度決算の概況

自己資本比率の状況

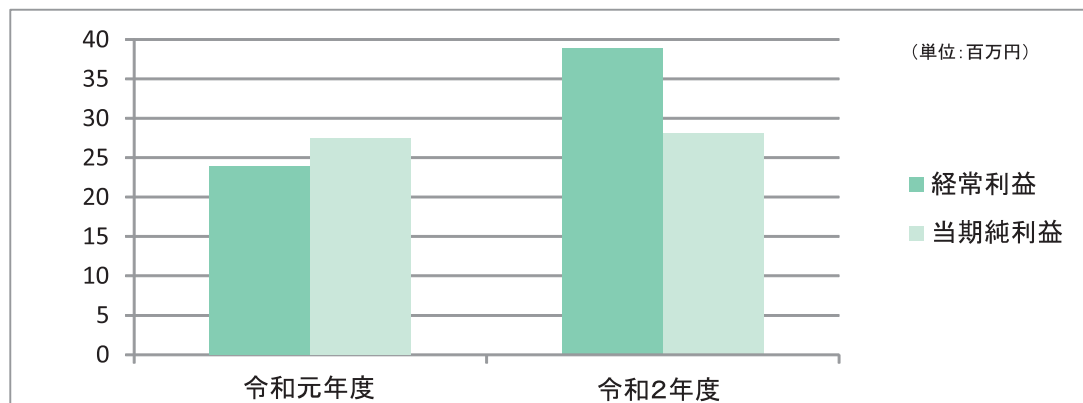
当組合の令和2年度の自己資本比率⇒**21.55%**

自己資本比率とは金融機関が保有する総資本に対する自己資本の割合であり、金融機関の健全性を示す指標のひとつです。国内行基準（4%）を大幅に上回る21.55%となり健全性の高さを維持しています。



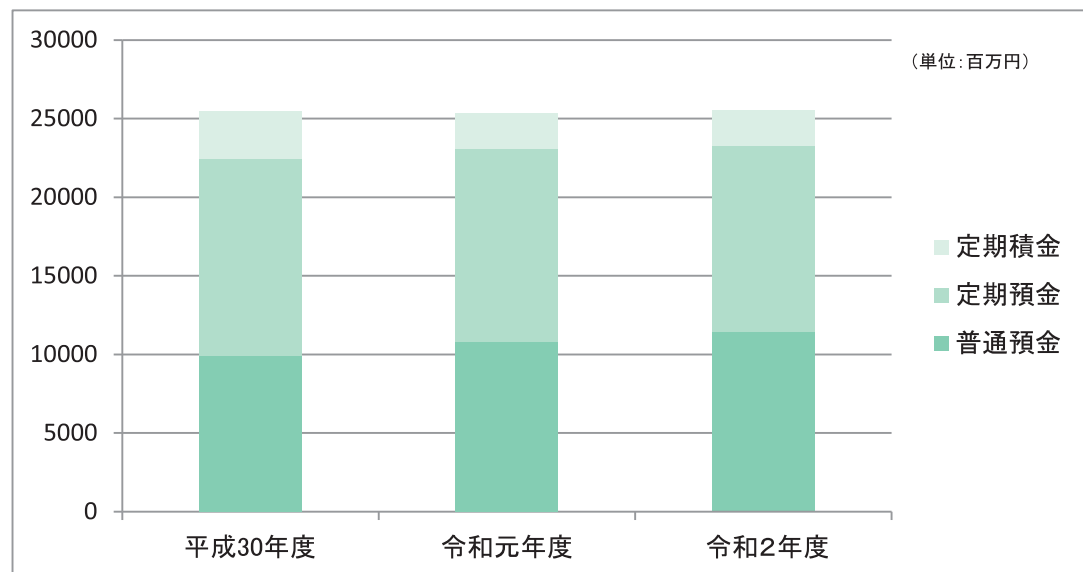
決算状況

令和2年度の経常利益は38百万円、当期純利益は27百万円となりました。



預金積金

●個人預金の預金種目別推移



●預金を通じた地域貢献

- ・預金総口座数 30,177 件
- ・預金残高 29,793 百万円

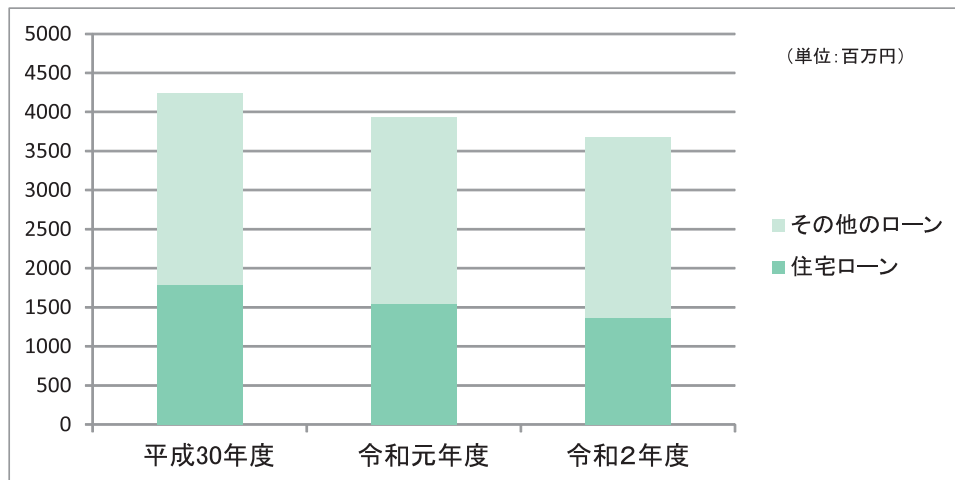
預金種別	口座数	残高 (百万円)
普通預金	16,904	13,267
定期預金	6,745	14,065
定期積金	6,493	2,459

地域貢献

●融資を通じた地域貢献

・貸出総件数 2,245 件 ・貸出総額 3,691 百万円

●住宅ローンとその他のローンの推移



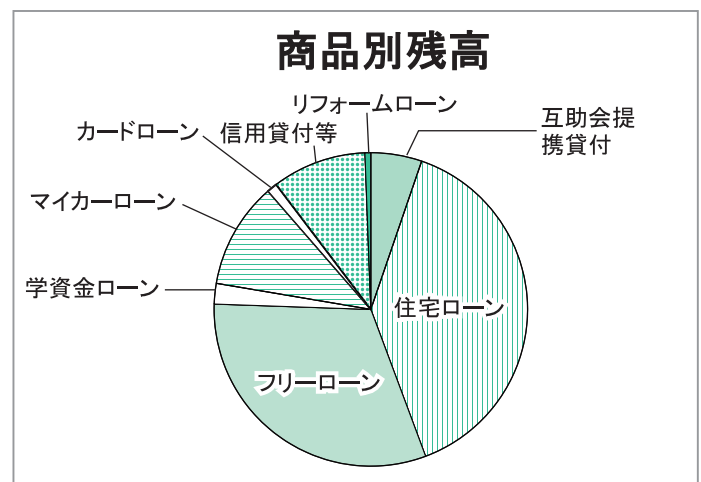
●貸出金増強策

- ・新商品「リフォームローン」の取り扱い開始
- ・住宅ローンの商品見直し
- ・金利優遇キャンペーン
- ・機関誌「くすのき」や組合新聞への掲載
- ・融資商品キャンペーンPRチラシの配布
- ・毎週水曜日 夜間相談窓口（要事前予約）

●その他のローン商品別残高構成

令和3年3月末

融資種別	件数	残高 (百万円)
互助会提携貸付	307	194
住宅ローン	152	1,441
フリーローン	1,146	1,152
学資金ローン	95	78
マイカーローン	253	404
カードローン	80	39
信用貸付等	200	359
リフォームローン	12	22



●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

名古屋市及び関係諸団体の職員等（組合員）の皆様の立場に立った金融サービスの提供に努め、組合員の皆様が安心してご利用いただけるよう、相互扶助による福利厚生及び経済生活の安定と向上に貢献しました。

●職域サービスの充実

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新規採用職員向けの集合研修が中止となり、研修会場での広報が行えなかったため、役職員が各局区に積極的に出向き、事務担当者を通じて新規採用職員へ組合の紹介と入会の働きかけを行いました。

また、7月より「学資金ローン」の限度額拡大に併せて「フリーローン」「マイカーローン」「学資金ローン」の金利優遇キャンペーンを実施しました。

そのほか、2月には「印鑑照合支援システム」を導入し、お客様の窓口での待ち時間短縮と事務の効率化を図っております。

經理・経営内容

◆貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和元年度	令和2年度
現金	53,483	83,753
預け金	10,119,505	10,816,008
有価証券	18,588,874	19,798,274
国債	2,313,100	2,291,510
地方債	2,028,375	1,890,068
短期社債	-	-
社債	11,012,819	12,136,394
株式	60,786	31,538
その他の証券	3,173,792	3,448,762
貸出金	3,933,768	3,691,645
証書貸付	3,893,137	3,652,492
当座貸越	40,631	39,153
その他資産	319,339	312,322
未決済為替貸	337	225
全信組連出資金	236,700	236,700
前払費用	1,500	-
未収収益	44,122	47,426
その他の資産	36,679	27,969
有形固定資産	29,443	31,738
建物	5,921	6,464
土地	10,280	10,280
その他の有形固定資産	13,242	14,993
無形固定資産	13,900	13,904
ソフトウェア	12,534	13,536
その他の無形固定資産	1,366	367
貸倒引当金	△27,406	△ 23,619
(うち個別貸倒引当金)	(△14,696)	△ 11,906
資産の部合計	33,030,910	34,724,027

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3 年～38 年 その他 5 年～20 年
無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年以内）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査連帯委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率若しくは法定繰上率のいずれか高い率に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
資産の自己査定基準に基づき債権については融資課が査定を行い、その結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(単位:千円)

科 目	金 額	
(負 債 の 部)	令和元年度	令和2年度
預金積金	28,559,563	29,793,143
普通預金	12,023,840	13,267,442
定期預金	14,238,533	14,065,138
定期積金	2,295,674	2,459,483
その他の預金	1,514	1,079
その他負債	54,225	51,661
未決済為替借	4,979	4,243
未払費用	15,960	11,405
給付補填備金	6,221	5,810
未払法人税等	1,823	3,435
払戻未済金	878	1,106
職員預り金	21,781	23,103
その他の負債	2,581	2,556
賞与引当金	10,918	11,019
退職給付引当金	98,217	103,948
繰延税金負債	180,128	300,012
負債の部合計	28,903,053	30,259,786
(純資産の部)		
出資金	29,521	29,011
普通出資金	29,521	29,011
利益剰余金	3,630,519	3,656,058
利益準備金	40,000	40,000
その他利益剰余金	3,590,519	3,616,058
特別積立金	3,535,574	3,565,574
当期末処分剰余金	54,944	50,484
組合員勘定合計	3,660,040	3,685,070
その他有価証券評価差額金	467,815	779,170
評価・換算差額等合計	467,815	779,170
純資産の部合計	4,127,856	4,464,240
負債及び純資産の部合計	33,030,910	34,724,027

- 7.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用していましたが、令和3年3月より企業年金基金制度へ移行しました。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
- | (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在） | |
|----------------------------------|-------------|
| 年金資産の額 | 326,130 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 282,169 百万円 |
| 差引額 | 43,960 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（平成31年4月～令和2年3月分） 0.127%
- (3) 上記（1）の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 20,484 百万円、別途積立金 64,445 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 12 年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金 3 百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた割合率を掛金拠出時の標準給付の額に一致することで算定されるため、上記（2）の掛金は当組合の実際の負担割合とはあらずであります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 88 百万円
9. 貸出金のうち、破綻先債権額は 11 百万円、延滞債権額はあります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由等が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息の不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
10. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 35 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものであります。

12. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 47 百万円であります。

なお、9. から 12. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

13. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

為替取引のため 預け金 350 百万円
借入のため 預け金 500 百万円

14. 出資 1 口当たりの純資産額は 7,693 円 91 銭であります。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として有価証券であります。有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については保有しておりません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び融資審査会規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限額審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資課により行われ、また定期的に管理職等によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資担当課長がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理委員会において、信用情報や時価を定期的にを行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、「野村證券 i-p-o-r-t」によって金利の変動リスクを管理しております。

「野村證券 i-p-o-r-t」による情報に基づき、リスク管理委員会において金利リスクの把握・確認、今後の対応について協議を行っております。また、その結果を理事会へ報告しております。

日常的には資金運用主幹において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、「有価証券」については毎月「統合 VaR」を、「貸出金」、「預け金」及び「預金積金」については、四半期ごとに「資本の経済的価値ベースで測る金利リスク量」をリスク管理委員会へ報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、市場リスク管理規程に従い行われております。

また、資金運用会議にて市場運用商品の購入、売却の意思決定を行っており、合わせて事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであります。これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預け金」及び「預金積金」であります。

当組合では、「有価証券」については、統合 VaR（信頼区間 99.0%・保有期間 12 ヶ月・観測期間 1 年間）を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。令和 3 年 3 月末現在で当組合金融資産の市場リスク量（損失額の相対値）は、全体で 1,150.2 百万円です。ただし、統合 VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

また、「貸出金」、「預け金」及び「預金積金」については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成 19 年金融庁告示第 17 号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、令和 3 年度 3 月末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合 1.00% 上昇）が生じた場合の経済価値は、「貸出金」については 75.3 百万円、「預け金」については 57.4 百万円減少するものと把握しております。

該当変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和 3 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（注 2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	10,816	10,825	9
(2) 有価証券（※ 2） その他有価証券	19,779	19,779	—
(3) 貸出金（※ 1） 貸倒引当金（※ 2）	3,691 △23		
	3,668	3,950	282
金融資産計	34,263	34,555	292
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金積金	29,793	29,817	24
金融負債計	29,793	29,817	24

（※ 1）貸出金の時価には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

（※ 2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、該当ありません。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを算定し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR 等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを算定し、市場金利（LIBOR 等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※ 1）（※ 2）	19
組合出資金（※ 3）	236
合 計	255

（※ 1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

（※ 2）当事業年度において、非上場株式について減損処理はありません。

（※ 3）組合出資金（全信組連出資金）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしてありません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券及び満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(3) その他の有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	1 2	1	1 1
債 券	1 4,9 4 8	1 4,6 1 5	3 3 3
国 債	2,2 9 1	2,1 9 8	9 2
地方債	1,8 9 0	1,8 1 6	7 3
社 債	1 0,4 6 1	1 0,2 9 9	1 6 1
外国証券	3 0 5	2 9 9	5
その他	2,8 0 9	2,0 4 5	7 6 4
小 計	1 7,7 7 0	1 6,6 6 1	1,1 0 9

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	1,8 7 2	1,9 0 1	△ 2 8
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	1,6 7 5	1,7 0 1	△ 2 6
外国証券	1 9 7	2 0 0	△ 2
その他	1 3 5	1 3 7	△ 1
小 計	2,0 0 8	2,0 3 8	△ 3 0
合 計	1,9 7 9	1,8 6 9	1,0 7 9

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

（単位：百万円）

売却価額	売却益	売却損
3 0 6	7 4	△ 6 8

貸借対照表の注記事項のつづき

20. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債	5 0 0	1, 2 0 0	—	5 0 0
地方債	2 2 2	9 8 9	6 0 5	—
社債	1, 6 0 0	2, 9 0 0	1, 3 0 0	6, 2 0 0
外国証券	1 0 0	—	4 0 0	—
合 計	2, 4 2 2	5, 0 8 9	2, 3 0 5	6, 7 0 0

(注) 額面で表示しております。

21. 金銭の信託はありません。

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2 8	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	3	百万円
その他	0	百万円
繰延税金資産小計	3 4	百万円
評価性引当額	△ 3 4	百万円
繰延税金資産合計	—	百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3 0 0	百万円
繰延税金負債合計	3 0 0	百万円

繰延税金負債の純額 3 0 0 百万円

◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和 2 年度
経常収益	366,947	432,688
資金運用収益	341,463	350,918
貸出金利息	78,800	69,759
預け金利息	12,607	12,045
有価証券利息配当金	243,376	262,693
その他の受入利息	6,679	6,420
役務取引等収益	1,053	1,049
受入為替手数料	695	662
その他の役務収益	358	387
その他業務収益	23,321	2,882
国債等債券売却益	22,637	35
国債等債券償還益	57	210
その他の業務収益	627	2,636
その他経常収益	1,108	77,837
貸倒引当金戻入益	-	3,787
株式等売却益	1,108	74,050
経常費用	343,030	394,520
資金調達費用	11,630	8,578
預金利息	3,946	3,625
給付補填備金繰入額	7,499	4,771
その他の支払利息	185	180
役務取引等費用	30,622	28,121
支払為替手数料	3,625	3,091
その他の役務費用	26,997	25,029
その他業務費用	486	68,709
国債等債券売却損	470	68,694
国債等債券償還損	-	7
その他の業務費用	16	7
経費	297,998	289,095
人件費	196,910	188,630
物件費	99,759	98,977
税金	1,328	1,487
その他経常費用	2,291	16
貸倒引当金繰入額	2,266	-
その他の経常費用	24	16
経常利益	23,916	38,167
特別利益	8,454	-
その他の特別利益	8,454	-
特別損失	5	1,234
固定資産処分損	5	1,234
税引前当期純利益	32,365	36,933
法人税、住民税及び事業税	4,889	9,595
法人税等合計	4,889	9,595
当期純利益	27,476	27,338
繰越金（当期首残高）	27,468	23,146
当期末処分剰余金	54,944	50,484

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.. 出資 1 口あたりの当期純利益 45 円 85 銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	54,944	50,484
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	31,798	31,777
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	1,798	1,777
	(年6%の割合)	(年6%の割合)
特別積立金	30,000	30,000
繰越金(当期末残高)	23,146	18,706

粗利益

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	341,463	350,918
資金調達費用	11,630	8,578
資金運用収支	329,832	342,340
役務取引等収益	1,053	1,049
役務取引等費用	30,622	28,121
役務取引等収支	△29,569	△27,072
その他業務収益	23,321	2,882
その他業務費用	486	68,709
その他業務収支	22,835	△65,826
業務粗利益	323,098	249,441
業務粗利益率	0.98%	0.75%

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金運用収支」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等収支」、債券などの売買益を示す「その他業務収支」の合計です。

2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益等

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
業務純益	26,364	△39,653
実質業務純益	25,099	△39,653
コア業務純益	2,875	28,802

(注) 1. 投資信託解約損益はありません

2. 業務純益＝業務粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額

3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人件費	196,910	188,630
報酬給与手当	158,054	152,322
退職給付費用	7,744	5,730
その他	31,111	30,577
物件費	99,759	98,977
事務費	49,263	48,005
固定資産費	19,528	21,104
事業費	6,822	6,019
人事厚生費	1,626	1,646
有形固定資産償却	7,430	6,894
無形固定資産償却	5,665	6,046
その他	9,422	9,258
税 金	1,328	1,487
経費合計	297,998	289,095

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	1,053	1,049
受入為替手数料	695	662
その他の受入手数料	86	105
その他の役務取引等収益	271	281
役務取引等費用	30,622	28,121
支払為替手数料	3,625	3,091
その他の支払手数料	3,020	2,474
その他の役務取引等費用	23,976	22,555

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	869	9,455
支払利息の増減	△938	△3,049

(注) 支払利息に「その他の支払利息」は含まれておりません
「計算書類等」の「損益計算書」より算出しております。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	387,005	372,082	372,947	366,947	432,688
経常利益	41,736	28,176	34,932	23,916	38,167
当期純利益	30,006	26,077	31,150	27,476	27,338
預金積金残高	27,789,139	28,226,451	28,735,147	28,559,563	29,793,143
貸出金残高	5,167,340	4,802,591	4,244,964	3,933,768	3,691,645
有価証券残高	16,905,478	17,846,965	18,575,136	18,588,874	19,798,274
総資産額	32,508,598	32,824,116	33,545,741	33,030,910	34,724,027
純資産額	4,268,552	4,203,631	4,358,229	4,127,856	4,464,240
自己資本比率(単体)	31.62%	28.95%	26.63%	23.32%	21.55%
出資総額	29,922	29,926	29,675	29,521	29,011
出資総口数	598,450口	598,530口	593,510口	590,430口	580,230口
出資に対する配当金	1,818	1,814	1,807	1,798	1,777
職員数	21人	22人	22人	21人	20人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

		(単位：百万円)		(単位：千円)	
科 目	年度	平均残高	利 息	利 回	
資金運用勘定	元	32,832	341,463	1.04%	
	2	33,108	350,918	1.05	
うち貸出金	元	4,006	78,800	1.96	
	2	3,708	69,759	1.88	
うち預け金	元	11,186	12,607	0.11	
	2	10,773	12,045	0.11	
うち有価証券	元	17,403	243,376	1.39	
	2	18,389	262,693	1.42	
資金調達勘定	元	29,335	11,630	0.04	
	2	29,618	8,578	0.02	
うち預金積金	元	29,312	11,445	0.03	
	2	29,595	8,397	0.02	
うち譲渡性預金	元	—	—	—	
	2	—	—	—	
うち借入金	元	—	—	—	
	2	—	—	—	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (元年度107 百万円、2 年度 152 百万円) をそれぞれ控除して表示しております。

総資産利益率

区 分	令和元年度	令和2 年度
総資産経常利益率	0.07	0.11
総資産当期純利益率	0.08	0.08

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率＝経常 (当期純) 利益／総資産平均残高 ×100

総資金利鞘等

区 分	令和元年度	令和2 年度
資金運用利回り (a)	1.04	1.05
資金調達原価率 (b)	1.05	1.00
総資金利鞘 (a－b)	△0.01	0.05

(注) 資金調達原価率＝(資金調達利息＋経費) ÷ 資金調達勘定平均残高 ×100

資金調達

預金者別預金残高

区 分	令和元年度		令和2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	25,377	88.9	26,078	87.5
法 人	3,182	11.1	3,715	12.5
一般法人	3,182	11.1	3,715	12.5
金融機関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	28,559	100.0	29,793	100.0

預金種目別平均残高

種 目	令和元年度		令和2 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,984	40.9	13,050	44.1
定期性預金	17,327	59.1	16,545	55.9
合 計	29,312	100.0	29,595	100.0

その他業務収益の内訳

区 分	令和元年度	令和2 年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	22	0
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	0	2
その他業務収益合計	23	2

1 店舗当たりの預金及び貸出金残高

区 分	令和元年度	令和2 年度
1 店舗当たりの預金残高	28,559	29,793
1 店舗当たりの貸出金残高	3,933	3,691

職員 1 人当たりの預金及び貸出金残高

区 分	令和元年度	令和2 年度
職員 1 人当たりの預金残高	1,359	1,489
職員 1 人当たりの貸出金残高	187	184

預貸率及び預証率

区 分	令和元年度	令和2 年度
預貸率 (期末)	13.77	12.39
(期中平均)	13.66	12.53
預証率 (期末)	65.08	66.45
(期中平均)	59.37	62.13

(注) 1. 預貸率＝貸出金／預金積金 ×100
2. 預証率＝有価証券／預金積金 ×100

定期預金種類別残高

区 分	令和元年度	令和2 年度
固定金利定期預金	14,238	14,065
変動金利定期預金	—	—
合 計	14,238	14,065

財形貯蓄残高

項 目	令和元年度	令和2 年度
財形貯蓄残高	1,023	1,034

資金運用

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	2,198	12.6	2,198	12.0
地方債	2,211	12.7	1,920	10.4
短期社債	—	—	—	—
社債	10,421	59.9	11,485	62.5
株式	24	0.2	23	0.1
外国証券	545	3.1	499	2.7
その他の証券	2,001	11.5	2,261	12.3
合 計	17,403	100.0	18,389	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。その他の証券は投資信託です。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国債	元	—	1,700	—	500	—
	2	500	1,200	—	500	—
地方債	元	122	989	811	15	—
	2	222	989	605	—	—
短期社債	元	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	—
社債	元	800	4,000	1,500	4,600	—
	2	1,600	2,900	1,300	6,200	—
株式	元	—	—	—	—	24
	2	—	—	—	—	20
外国証券	元	—	100	400	—	—
	2	100	—	400	—	—
その他の証券	元	—	—	—	—	2,377
	2	—	—	—	—	2,182
合 計	元	922	6,789	2,711	5,115	2,402
	2	2,422	5,089	2,305	6,700	2,202

(注) 1 債券及び外国証券は償還金額で表示

2 株式及びその他の証券は令和元年度末の時価で表示

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	—	—	—	—
証書貸付	3,959	98.8	3,669	98.9
当座貸越	46	1.2	39	1.1
合 計	4,006	100.0	3,708	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,311	58.8	2,192	59.4
住宅ローン	1,622	41.2	1,499	40.6
合 計	3,933	100.0	3,691	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	12	△1	11	0
個別貸倒引当金	14	3	11	△2
合 計	27	2	23	△3

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

担保別種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

科 目	年度	金額	構成比	債務保証
当組合預金	元	3	0.1	—
	2	4	0.1	—
有価証券	元	—	—	—
	2	—	—	—
動産	元	—	—	—
	2	—	—	—
不動産	元	—	—	—
	2	—	—	—
小計	元	3	0.1	—
	2	4	0.1	—
信用保証協会・信用保険	元	—	—	—
	2	—	—	—
保証	元	3,930	99.9	—
	2	3,687	99.9	—
信用	元	—	—	—
	2	—	—	—
合 計	元	3,933	100.0	—
	2	3,691	100.0	—

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
固定金利貸出	1,521	1,383
変動金利貸出	2,412	2,308
合 計	3,933	3,691

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
金融業・保険業	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
個人(住宅・消費等)	3,933	100.0	3,691	100.0
合 計	3,933	100.0	3,691	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	19	19
合 計	19	19

その他有価証券

(単位：百万円)

区 分		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	41	5	36	12	1	11
	債券	13,592	13,236	355	14,948	14,615	333
	国債	2,313	2,198	114	2,291	2,198	92
	地方債	2,028	1,938	89	1,890	1,816	73
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,944	8,799	145	10,461	10,299	161
	外国証券	305	299	5	305	299	5
	その他	1,932	1,518	414	2,809	2,045	764
	小計	15,566	14,760	805	17,770	16,661	1,109
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,264	2,301	△37	1,872	1,901	△28
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,067	2,101	△33	1,675	1,701	△26
	外国証券	196	200	△3	197	200	△2
	その他	738	859	△120	135	137	△1
	小計	3,003	3,161	△158	2,008	2,038	△30
合 計		18,569	17,921	647	19,779	18,699	1,079

- (注) 1. 時価は、当事業年度における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は投資信託です。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

・売買目的有価証券はありません。

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

経営管理・リスク管理

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C)/(A)
破綻先債権	令和 元 年度	1 4	—	1 4	100.00
	令和 2 年度	1 1	—	1 1	100.00
延滞債権	令和 元 年度	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—
3 か月以上延滞債権	令和 元 年度	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和 元 年度	4 2	1 2	0	28.64
	令和 2 年度	3 5	9	0	27.96
合 計	令和 元 年度	5 7	1 2	1 4	46.85
	令和 2 年度	4 7	9	1 2	46.10

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記 1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
3. 「3 か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している貸出金（上記 1. 及び 2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記 1. ～ 3. を除く）です。
5. 「担保・保証額 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率 (B + C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 元 年度	1 4	—	1 4	1 4	100.00	100.00
	令和 2 年度	1 1	—	1 1	1 1	100.00	100.00
危険債権	令和 元 年度	—	—	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	令和 元 年度	3 0	—	0	0	0.32	0.32
	令和 2 年度	2 5	—	0	0	0.31	0.31
金融再生法開示債権計	令和 元 年度	4 5	—	1 4	1 4	32.54	32.54
	令和 2 年度	3 7	—	1 1	1 1	31.93	31.93
正常債権	令和 元 年度	3, 8 9 2					
	令和 2 年度	3, 6 5 7					
合 計	令和 元 年度	3, 9 3 7					
	令和 2 年度	3, 6 9 5					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3 か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度		令和2年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	3,658		3,683	
うち、出資金及び資本剰余金の額	29		29	
うち、利益剰余金の額	3,630		3,656	
うち、外部流出予定額 (△)	1		1	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12		11	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12		11	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第6項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,670		3,695	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	10		10	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10		10	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10		10	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,660		3,684	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	15,135		16,524	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△899		△450	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△899		△450	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	559		572	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	15,694		17,097	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	23.32 %		21.55 %	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有資産等に照らし自己資本の充実状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

リスク管理体制

一定性的事項一

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

P19～21に表示しております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、融資先の財務状況等の悪化により貸出金やその利息などの回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。
管理体制	融資審査会において、不良債権の発生の防止と発生した場合の適切な対応を図るなど、信用リスク管理体制の強化に努めております。
評価・計測	内部格付手法は導入しておりません。 自己査定基準を基に評価・計測に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

一定の分類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率若しくは法定繰入率のいずれか高い率に基づき引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高を引当てております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。

株式会社日本格付研究所

株式会社格付投資情報センター

ムーディーズ・ジャパン株式会社

スタンダード・プアーズグローバル・レーディング・ジャパン株式会社

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法としては、保証会社あるいは連帯保証人による保証を実施しております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを事務リスク「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク」とシステムリスク「コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」と定義しております。
管理体制	オペレーショナルリスクについては、リスク管理委員会等において、日頃より協議、検討するとともに、必要に応じ理事会等において報告しております。
評価・計測	当組合では、オペレーショナルリスクに関して「リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」等において、管理態勢や管理方法を定めており確実にリスクを認識し、評価しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスクの説明	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場不動産投資信託、上場投資信託及び全信組連への出資金が該当します。このうち、上場株式、上場不動産投資信託及び上場投資信託については、価格変動リスクを内包しております。
管理体制	上場株式、上場不動産投資信託及び上場投資信託の運用及びリスクの認識については、資金運用管理規程等に基づいて資金運用部門が適正な運用・管理を行っております。 また、運用報告及びリスクの状況についても資金運用会議で審議を行い、リスク管理委員会に報告しております。
評価・計測	毎月月末を基準日として、時価評価及び簿価の10%～50%下落によるリスクを計測しております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場における一般的な金利水準の変動に伴う当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
管理体制	リスク管理委員会が協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行う等最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	当組合では、一定の確率で起こりうる将来の損失額の最大値を算出しております。具体的には、円金利が1%上昇した場合の価格変動額の計測や過去のデータに基づいた統計的なリスク量を評価しております。

■金利リスクの算定手法の概要

- ・算定手法・・・預金、貸出金、預け金、有価証券を対象に「金利ラダー方式」を取り入れて算定しております。
- ・リスク算定の頻度
四半期毎（3・6・9・12月末）

銀行勘定の金利リスク（通称：I R R B B）（単位：百万円）				
項番	△EVE（経済価値の変動）		△NII（期間収益の変動）	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1. 上方平行シフト	687	638	63	30
2. 下方平行シフト	0	0	1	0
3. スティープ化				
4. フラット化				
5. 短期金利上昇				
6. 短期金利低下				
7. 最大値	687	638	63	30
	令和元年度	令和2年度		
8. 自己資本の額	3,661	3,684		

一定量の事項一

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況 P.16 をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項は P.18 をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	平成元年度		令和 2 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,135	605	16,524	660
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	16,035	641	16,974	678
(i) ソブリン向け	279	11	239	9
(ii) 金融機関向け	2,043	81	2,163	86
(iii) 法人等向け	6,280	251	7,730	309
(iv) 中小企業等・個人向け	1,923	76	1,823	72
(v) 抵当権付住宅ローン	543	21	504	20
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	2,102	84	1,902	76
出資等のエクスポージャー	2,102	84	1,902	76
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	2,499	99	2,250	90
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	236	9	236	9
(xi) その他	125	5	123	4
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 899	△ 35	△ 450	△ 18
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	559	22	572	22
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	15,694	627	17,097	683

注 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i) ~ (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金 (iv、v を除く) その他資産、有形固定資産、無形固定資産等が含まれております。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法} \times \text{粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	32,584	34,274	3,962	3,721	15,354	16,317	-	-	-	-
国外	502	503	-	-	502	503	-	-	-	-
地 域 別 合 計	33,087	34,777	3,962	3,721	15,856	16,821	-	-	-	-
製造業	3,236	4,147	-	-	3,236	4,147	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	603	307	-	-	603	307	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1,016	1,323	-	-	1,016	1,323	-	-	-	-
情報通信業	602	603	-	-	602	603	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2,119	1,905	-	-	2,119	1,905	-	-	-	-
卸売業、小売業	1,418	1,731	-	-	1,418	1,731	-	-	-	-
金融業、保険業	11,227	11,721	-	-	1,107	905	-	-	-	-
不動産業	298	806	-	-	298	806	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	5,452	5,090	-	-	5,452	5,090	-	-	-	-
個人	3,933	3,691	3,933	3,691	-	-	-	-	-	-
その他	3,177	3,448	28	30	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	33,087	34,777	3,962	3,721	15,856	16,821	-	-	-	-
1 年以下	10,025	12,834	109	108	928	2,438	-	-		
1 年超 3 年以下	5,270	3,705	400	400	4,020	3,304	-	-		
3 年超 5 年以下	3,513	2,451	597	568	2,915	1,883	-	-		
5 年超 7 年以下	1,618	1,482	645	590	973	891	-	-		
7 年超 10 年以下	2,498	2,058	678	573	1,820	1,485	-	-		
10 年超	6,700	8,268	1,501	1,449	5,198	6,818	-	-		
期間の定めのないもの	311	558	28	30	-	-	-	-		
その他	3,148	3,418	-	-	-	-	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	33,087	34,777	3,962	3,721	15,856	16,821	-	-		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。なお、オフ・バランス取引については地域別は「国内」に、業種別は「その他」に、残存期間別は「期間の定めのないもの」に表示しております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、投資信託、株式が含まれております。

4. 債券は帳簿価格で表示しております。

5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度-	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
個 人	11	14	14	11	-	-	11	14	14	11	-	-
合 計	11	14	14	11	-	-	11	14	14	11	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	4,694	-	4,603
10%	-	99	-	99
20%	1,899	10,819	1,399	11,216
35%	-	1,553	-	1,441
50%	2,602	299	3,501	299
75%	-	1,812	-	1,687
100%	1,400	6,828	1,299	7,517
200%	-	-	-	-
250%	-	400	-	600
1250%	-	-	-	-
その他	-	△ 14	-	△ 11
合 計	5,901	26,494	6,201	27,454

- (注) 1. 格付けは、適格格付け機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3	4	3,574	3,327	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項はありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,713	2,713	2,957	2,957
非 上 場 株 式 等	255	-	255	-
合 計	2,968	2,713	3,213	2,957

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	1	74
売 却 損	-	-
償 却	-	-

- (注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	647	1,079

- (注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	-	-

- (注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

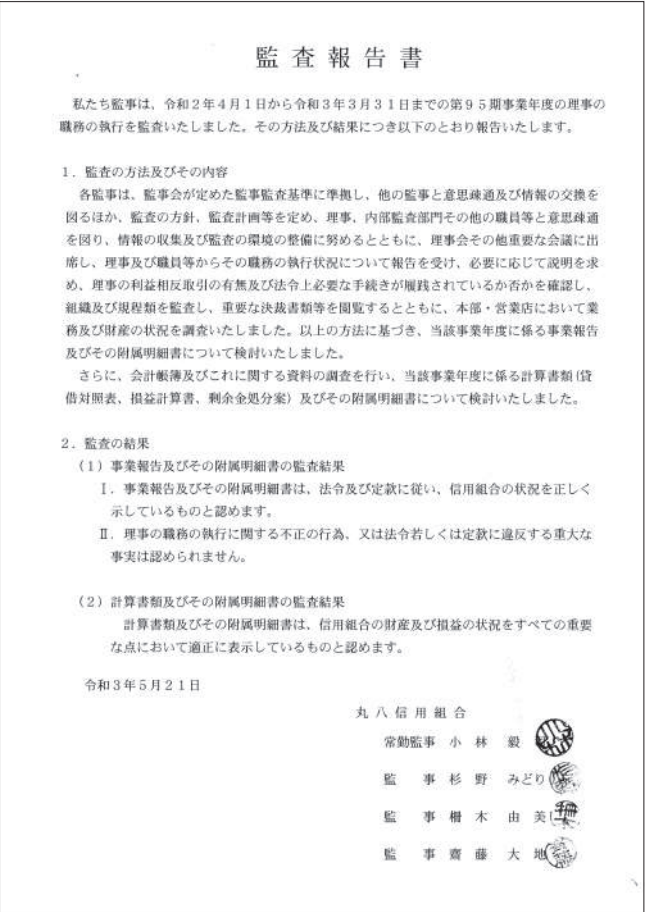
私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第95期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月15日
丸八信用組合 理事長 古田 榮

●継続企業の前提の重要な疑義 該当ありません。

●監査の状況

当信用組合は、監事による適正との監査報告の他、名古屋監査法人の監査を受けており、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査報告をいただいております。



●報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」です。

(1) 報酬体系の概要

常勤理事及び常勤監事の基本報酬については総代会において理事及び監事それぞれの最高限度額を決定しております。そのうえで、常勤理事の基本報酬につきましては役位による年俸制としております。また、常勤監事の基本報酬額につきましては監事の協議により決定しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	15	30
監 事	6	10
合 計	21	40

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事2名、監事1名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

●内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和元年度		令和2年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	3,510	13,448	2,918	12,933
	他の金融機関から	22,379	6,496	21,803	7,842
代金取立	他の金融機関向け	-	-	-	-
	他の金融機関から	-	-	-	-

●外国為替取扱実績 該当ありません。

<証券業務>

●公共債引受額 該当ありません。

●公共債窓販実績 該当ありません。

●当組合の子会社 該当ありません。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。＊印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、＊＊印は「監督指針の要請に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ

【概況・組織】

1. 事業方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 事業の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）＊・・・・・・2
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）＊・・・・・・2
5. 自動機器設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6. 地区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7. 組合員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
8. 子会社の状況・・・・・・・・・・・・（該当なし）22

【業務に関する事項】

9. 主要な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

【業務に関する事項】

10. 事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
11. 経常収益・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
12. 業務純益・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
13. 経常利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
14. 当期純利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
15. 出資総額、出資総口数・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
16. 純資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
17. 総資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
18. 預金積金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
19. 貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
20. 有価証券残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
21. 単体自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
22. 出資配当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
23. 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

【主要業務に関する指標】

24. 業務粗利益及び業務粗利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
25. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
27. 受取利息、支払利息の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
28. 役務取引の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
29. その他業務収益の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
30. 経費の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
31. 総資産経常利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
32. 総資産当期純利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【預金に関する指標】

33. 預金種目別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
34. 預金者別預金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
35. 財形貯蓄残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
36. 職員1人当り預金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 37.1 店舗当り預金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
38. 定期預金種類別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【貸出金等に関する指標】

39. 貸出金種類別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額・・・・・・・・・・13
41. 貸出金金利区分別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

42. 貸出金使途別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
43. 貸出金業種別残高・構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
44. 預貸率（期末・期中平均）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
45. 消費者ローン・住宅ローン残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
46. 職員1人当り貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 47.1 店舗当り貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【有価証券に関する指標】

48. 商品有価証券の種類別平均残高・・・・・・・・（該当なし）13
49. 有価証券種類別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
50. 有価証券種類別残存期間別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
51. 預証率（期末・期中平均）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【経営管理体制に関する事項】

52. 法令等遵守の態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
53. リスク管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～21

資料編

54. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・5
55. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～11
56. リスク管理債権及び同債権に対する保全額・・・・・・・・15
 - (1) 破綻先債権
 - (2) 延滞債権
 - (3) 3か月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
57. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
58. 自己資本の充実の状況（自己資本比率明細）・・・・・・・・16
59. 有価証券、金銭の信託等の評価・・・・・・・・・・13,14
60. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）・・・・・・・・・・13
61. 貸出金償却の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
62. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について・・・・・・・・・・22
63. 継続企業の前提の重要な疑義・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
64. 監査の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

【その他の業務】

65. 内国為替取扱実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
66. 外国為替取扱実績・・・・・・・・・・・・（該当なし）22
67. 公共債窓販実績・・・・・・・・・・・・（該当なし）22
68. 公共債引受額・・・・・・・・・・・・（該当なし）22
69. 手数料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

【その他】

70. 沿革・歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
71. 総代会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
72. 報酬体系について・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

【地域貢献に関する事項】

73. 地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
74. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況・・・・・・・・・・・・（該当なし）4
75. 「経営者保証に関するガイドラン」への対応・・・・・・・・・・・・（該当なし）4

おかげさまで
創立95周年
感謝の気持ちを込めて
わくわくキャンペーン
実施します!!

Shikoku Bank
信用組合
しんくみ
ちやんとにやあふ。
ちやんちやあふ。

創設95周年記念 定期積金
新規採用職員限定定期積金
融資キャンペーン

わくわくキャンペーン
令和3年4月1日 ▶ 令和4年3月31日
(申込書類受付分まで)

わくわくキャンペーン
紹介した方
新規組合加入者を
1人ご紹介につき
QUOカード
500円プレゼント!

新規組合加入者
紹介者の有無に関わらず組合加入
+
創立95周年記念 定期積金
または、融資ご契約で
QUOカード 500円プレゼント!

新規採用職員
紹介者の有無に関わらず組合加入
+
新規採用職員限定定期積金ご契約で
QUOカード 500円プレゼント!

さらに!!
Wチャンス
詳しくはHPまたはチラシで!!

※QUOカードのプレゼントは、1人1枚限り

令和3年度 新規採用職員の皆様へ

新規採用職員限定 定期積金
※名古屋市及び関係団体に職員として採用された1年目の方に限ります。

★募集期間★
令和3年4月1日(木)～
令和4年3月18日(金)必着

特別金利
0.60%
契約期間 3年

通常金利
0.15%
(令和3年4月1日現在)

★特典★
QUOカード
500円分 プレゼント!
(お1人様1回限り)

金利に自信が
あります!!

来店不要で簡単お申込み
給料天引きでらくらく積立

詳しくは
HPまたはチラシで!!

積立金額 月掛3,000円以上(1,000円単位) お1人様1口限り。

住宅ローンが新しくなりました!

その① 変動金利 0.60% (令和3年8月1日現在)
金利だけではなく、諸費用合計金額を他金融機関と比べてみてください。

その② 固定金利(10年)への再選択可能!

その③ 目的別ローンの新規申込時に金利優遇!